

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第四十九号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（修正国際基準）</p> <p>第四条 修正国際基準（規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。）は、平成 年 月 日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一 修正国際基準の適用（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>二 別表三に掲げる修正会計基準</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

改 正 案		現 行
別表三（第四条関係）		(新設)
号数	表題	
企業会計基準委員会による 修正会計基準第1号	のれんの会計処理	
企業会計基準委員会による 修正会計基準第2号	その他の包括利益の会計処理	